

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回 就労支援専門部会 要点記録

日時 令和4年7月28日(木)14:00~16:00
場所 文京区シビックセンター 障害者会館会議室C・オンライン
出席者 志村健一 協議会副会長・瀬川聖美 部会長・佐瀬祥子 副部会長・藤枝洋介 委員
稲村 優 委員・松井裕 委員・小泉洋平 委員・阿部光実 委員・小林美千代 委員
中瀬 茂由 委員・有村秀一 委員・鶴田 秀昭 委員・吉野 隆久 区委員
欠席者 北村 洋次郎 委員・池田 直矢 委員・南雲 ひとみ 委員・平井 芙美 委員・天野 亨 委員
加藤たか子 区委員
※下線は今年度からの新規委員

<会議次第>

1 開会

(1)部会長の互選、副部会長の指名について

2 議事

(1)令和4年度障害者自立支援協議会について

①令和4年度就労支援専門部会検討事項について【資料第2-2号】

②令和4年度障害者地域自立支援協議会スケジュールについて【資料第2-3号】

(2)就労支援ハンドブックの活用について【資料3-1号】

(3)現状と課題について(事前アンケート結果)【資料第4-1号】

(4)その他

<配布資料>

- ・就労支援専門部会委員名簿……………【資料第1-1号】
- ・文京区障害者地域自立支援協議会について……………【資料第1-2号】
- ・令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会各専門部会検討事項について…【資料第2-1号】
- ・令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会 組織図……………【資料第2-2号】
- ・令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会スケジュール……………【資料第2-3号】
- ・就労支援ハンドブックの周知先について……………【資料第3-1号】
- ・現状と課題について(事前アンケート結果)……………【資料第4-1号】
- ・参考資料:令和元年度就労支援専門部会 資料……………【資料第5-1号】

- ・開会にあたって、事務局より、出欠席の確認、配布資料の確認、事前アンケートの協力についてのお礼を伝える。
- ・志村委員より、部会開催に向けての話を頂く。
- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱、第 5 条に基づいて部会長の互選と副部会長を指名し、瀬川部会長、佐瀬副部会長に決定。
- ・就労支援専門部会の司会進行を事務局から部会長に交代。
- ・今年度、新しく委員になられた方もおり、名簿順に簡単に自己紹介(氏名・所属)を行う。

【議事】

(1) 令和 4 年度障害者地域自立支援協議会について

① 令和 4 年度専門部会検討事項について【資料 2-1号】

- ・資料について、事務局より説明を行う。就労支援専門部会の検討事項について確認をする。
「障害者就労支援ハンドブックの周知啓発及び福祉的就労の充実について検討する」

② 令和 4 年度障害者地域自立支援協議会スケジュールについて【資料 2-3号】

- ・資料について、事務局より説明を行う。部会の開催は年 3 回。7 月、12 月、2 月を予定している。

(2) 就労支援ハンドブックの活用について【資料 3-1】

- ・昨年度の部会にて検討し、今年度 4 月に完成。5 月から 6 月にかけて配布(郵送)開始。各機関からは、色々な声も聞こえている。

(各委員より活用報告・ご意見等の整理)

- ・事業所に置いてある。利用者や保護者というよりは、来客の方が見て感動している。
- ・今後、進路を決める際や、学習の場などで活用していきたい。
- ・ハンドブックを見た方たちが、「私もできる」と思わせるような写真(特集)を、前面に出していくと効果的。
- ・ハンドブックについては、文京区の HP(就労支援センター)にて、閲覧できるようになっている。
- ・各事業所間の連携や、各事業所のスタッフが学ぶ為に活用できる。
- ・医療機関については、なかなか連携できていない。今後、活用しながら連携できれば良い。
- ・部数の不足、配布先の拡大について、何かあったら、事務局に伝える。

(3) 現状と課題について(事前アンケート結果)【資料第 4-1 号】

- ・当日配布資料に沿って、それぞれご意見を頂いた委員から、補足も含めて報告して頂く。

(各委員からの主な報告・ご意見)

- ・企業と求職者がつながる場、サービスにつながっていない方の相談の場(サービスを探す場)。
- ・コロナ禍で求職活動がなかなか進んでいない状況。見学先、実習先の減少。企業が求める人物像が高くなってきている。
- ・医療機関に相談(連携)するハードルが高さ。家族との関係もあり、支援者(スタッフ)が入れ込めない状況。

- ・B 型の利用者が就労を目指すも、まだ就労の対象ではないとの判断。また、就職ではなく、生活介護に近い方もいる。
- ・就労を目指している人もいるが、安定した福祉的就労を希望する人もいる。
- ・オンラインでの対応が多くなったことで、外に出ることが苦手な方には、良い方法である。求職活動も行える場合もある。
- ・短時間雇用について、法制度が整備されようとしているが、企業側からは、「障害」を理由に短時間になる制度はない。育児や介護に関しては、短時間雇用もある（制度）。障害者の短時間雇用となると、パートやアルバイトではできると思うが、正社員では難しい。
- ・就労アセスメントについては、就労ではなく、「A 型か B 型か」という判断のものである。就労に向けてのアセスメントがあれば、例えば、「100点満点中80点以上であれば、就労可能」等、目に見える基準ができるかと採用もしやすくなる。
- ・就労に対して十分な準備期間がなかった為、職場でのミスマッチや課題が生じることが増えた（早期支援介入の必要性）。
- ・生活面に踏み込んだ相談が増え、家庭環境、医療面のアプローチが必要なケースも増えた。
- ・様々な社会資源（相談窓口）が地域にできたことで、他機関との調整業務の機会が増えた。

(4) その他

- ・次回の就労支援専門部会については、12月頃の開催予定。
- ・詳細は別途連絡。